特定個人情報保護評価書の特定個人情報 保護評価指針への適合性・妥当性の審査

| 評価書名 | |
|--------|----------------------|
| | 公的年金業務等に関する事務 全項目評価書 |
| 評価実施機関 | 名 |
| | 厚生労働大臣 |
| 提出日 | |
| | 平成27年2月13日 |
| 概要説明日 | |
| | 平成27年2月17日 |

(目次)

| 0 | 全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|---|--|----|
| 0 | 公的年金業務等に関する事務(個人番号管理ファイル【仮称】) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 0 | 総評 | 14 |
| 0 | 特定個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該当 | 当箇所 | 審査 結果 | 所見 |
|--|--------|------------|----|-----|-------------------|--|
| (1)しきい値判断 に誤りはないか。 | Ι | _ | | Ι | | 対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。 |
| (2)適切な実施主 体が実施している か。 | | _ | | _ | | 特定個人情報ファイルは、厚生労働 省が公的年金業務等に関する事務において保有するものであることから、評価 実施機関を厚生労働大臣としていること は適切である。 また、一連の業務運営は法律に基づ き日本年金機構が行うこととされている ため、日本年金機構を他の評価実施機 関としている。 |
| (3)公表しない部分は適切な範囲か。 | П | _ | | _ | 問題は 認めら れない | 評価書の内容は全て公表することとしている。 |
| (4)適切な時期に 実施しているか。 | _ | | | _ | 問題は 認めら れない | 特定個人情報ファイルを取り扱う個人番号管理サブシステムの開発は、平成26年2月から10月までにシステムの要件定義、平成27年3月からプログラミングの開始を予定しており、実施時期については委員会と協議を行ったところである(平成26年12月16日付けで特定個人情報保護委員会了承済み)。 |
| (5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。 | _ | _ | | _ | 問題は 認めら れない | 国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施したほか、得られた意見のうち見直しを行うべきものについては評価書に適切に反映していることに加え、意見への対応状況はe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。 |
| (6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特定個 人情報保護評価 書様式での項目 について検討し、 記載しているか。 | _ | _ | | _ | 問題は 認めら れない | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|--|--|---|-----------------|------------|-------------------|---|
| (7)記載された特定個人情報を担当する所述をは、 で個人実署を関係を関係を関係を関係を対象となり、 では、できるができるか。 | _ | _ | | _ | 認めら | 公的年金業務等における番号制度への対応は厚生労働省年金局事業企画課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務を行うに当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については日本年金機構におけるものを取りまとめて記載している。 |
| | | 2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。 | P.3 | I 1. ② | 問題は 認めら れない | |
| | | 3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。 | P.4 | I 2. ② | 問題は 認めら れない | |
| は となる事務の内容 の記載は具体的 | 一特定個人情報 ファイルを取り扱う 事務やその事務に おいて使用するシ | 4. 当該システムと情報 をやり取りするシステ ムを全て記載している か。 | P.4 | I 2. 3 | 認めら | 公的年金業務等に関する事務の内容について、システム改修を2段階で行うというスケジュールの全体像を示すとともに、今回の評価書の内容が平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせた一次対応の措置であることを示した上で、事務の流れに即し具体的に分かりやすく記載している。 |
| か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。 | | 5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。 | P.4 | I 4. ① | 認めら | また、別添1の事務フロ一図では事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報の流れとそれ以外の情報の流れを区別する、事象が起きる順に番号を付けている等、特定個人情報の流れを具体的に分かりやすく記載している。 |
| | | 6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く 具体的に記載している か。 | P.4 | I 4. ② | 問題は 認めら れない | |
| | | 7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。 | P.6 ~ P.8 | I (別添1) | 問題は 認めら れない | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|---|---|---|-------------------|----------------|-------------------|---|
| (9)特によりでは、19)特には、19)特には、10分割をは、10分割とは、10分割を | | | P.20 ~ P.28 | III、IV | | 全項目評価書に例示されている各リ スクにどのように対応しているかを具体 的に分かりやすく記載している。 |
| (10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記 | | 70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。 | P.28 | IV 1. ① | 問題は 認められない | 毎月、日本年金機構全職員に対して、 機構LANを通じて自己点検シートを配 がの上自己点検を行わせ管理責任者 |
| 号の権利利益の 侵害の未然防 止、国民・住民の 信頼の確保という | ⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。 | 71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。 | P.28 | IV 1. ② | 問題は 認めら れない | が内容を確認すること、計画的に年間9回程度、管理ルール・手順書等の閲覧、インタビュー及び現場確認により監査を行い確認を行っていること等について具体的に分かりやすく記載している。 従業者等に対する教育・啓発について、職員に対し毎年度個人情報保護研修の受講を義務付けていること等について具体的に分かりやすく記載してい |
| 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | | 72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。 | | IV 2. | 問題はおれない | న ం |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|---|--------|---|-----|---------|---------|---|
| | | 73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。 | | VI 2. ⑤ | 問題はられない | 寄せられた意見への回答として、寄せられた意見全てに対し、厚生労働省としての考え方を一覧形式で取りまとめ、e-Govにおいて公表することとしており、当該一覧において、「寄せられた意見を踏まえて評価書を修正する」旨の回答をするものについては、意見内容を踏まえて本評価書の修正を行っている。 |
| (12)個等では、12)個ののでは、12)個等では、国のでは、国のでは、東京のでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京のではないでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではないでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではでは、東京のではでは、東京のではでは、東京のでは、東京のではではではでは、東京のではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは | | | P.1 | 表紙 | 認めら | 公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつ、一連の業務ででは、原生労働省が行うこととされており、厚生労働省が保有する公的年報ファイルを取り扱う全ての事務等に係るシステムや特定の大きの年金機構も同様の指して記載した上ででは、またとを特記事項として記載した上では、もって個人のプライバ・シーでは、もって個人のプライバ・シーでは、もって個人のプライバ・シーでは、また、もって個人のプライバ・でいる。 |

公的年金業務等に関する事務 (個人番号管理ファイル【仮称】)

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|--|---|---|------|---------|-------------------|---|
| | | 8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.13 | II 2. 3 | 問題は 認めら れない | |
| | | 9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。 | P.13 | II 2. ④ | 問題は 認めら れない | |
| | | 10. 特定個人情報の入手に係る妥当 性を具体的に記載しているか。 | P.14 | Ⅱ 3. ④ | 問題は 認めら れない | 特定個人情報を保有する理由に ついて、個人番号と基礎年金番号 |
| (8)特定個人情 | ②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特)等定個人情定個人情報の | 11. 特定個人情報の入手の事実及 び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。 | P.14 | II 3. ⑤ | 問題は 認めら れない | との紐付けを行い、年金相談、照会時に個人番号カードなどにより提示された個人番号により基礎年金番号を検索し、年金相談・照会事務を行うことについて具体的に分かりやすく記載している。 |
| 報保護評価の対象となる事務は 内容の記載該事務は 所容の記載該等 のはおける のは は事で は事で は で が いるか。 | 入定フ扱特の特のに体やて、一手個イルの個件では、では、では、の個性のでは、では、では、の個性のでは、では、のでは、のでは、のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 12. 特定個人情報を使用する理由を 具体的に記載しているか。 | P.15 | ІЗ. ⑥ | 問題はおれない | 特定個人情報の入手・使用について、日本年金機構が既に保有している住民票コードにより地方公共団体情報システム機構に個人番号の照会を行い、基礎年金番号と紐付けて、個人番号管理ファイル(仮称)の初期創成を行うこと、個人番号が個人番号管理サブシステムに登録されていない未収録者から「個人番号登録届」(仮称)により随時個人番号を入手すること等、特定個人情報ファイル |
| | | 13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。 | P.15 | Ⅱ 3. ⑧ | 問題は 認めら れない | の取扱いプロセスの概要(入手・使用、移転、保管・消去)について具体的に分かりやすく記載している。 |
| | | 14. 特定個人情報を用いた統計分析 を行う場合は、その内容を具体的に 記載しているか。 | | II 3. ® | 問題は 認めら れない | |
| | | 15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。 | P.15 | Ⅱ 3. ⑧ | 該当な し | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該当箇 | 所 | 審査結果 | 所見 |
|---------------------|--------|--|-----------|------|-------------------|----|
| | | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.16 II 4 | 1. ② | 問題は 認めら れない | |
| | | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.16 II 4 | 1. ⑤ | 問題は 認めら れない | |
| | | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。 | P.16 II 4 | 1. ⑧ | 該当な し | |
| | | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。 | Р.17 II 5 | 5. ② | 該当な し | |
| | | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。 | P.17 II 5 | 5. ② | 該当な し | |
| | | 21. 特定個人情報の保管場所の態 様及び保管場所への立入り制限・ア クセス制限について具体的に記載し ているか。 | P.18 II 6 | | 問題は 認めら れない | |
| | | 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。 | P.18 II 6 | 6. 2 | 問題は 認めら れない | |
| | | 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。 | P.18 II 6 | 6. 3 | 問題は 認めら れない | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 | |
|--|--|---|---|---------------------|-------------------|--|---|
| | | 24. 評価対象の事務を遂行する上で 必要な者以外の者の特定個人情報 を入手しないよう講じている対策を具 体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の 目的に照らし、妥当なものか。 | P.20 | Ⅲ 2. リスク1: | 問題は 認められない | | |
| | | 25. 事務を遂行する上で必要な情報 以外の特定個人情報を入手しないよ う講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。 | P.20 | Ⅲ 2. リスク1: | 問題は 認められない | 住民票コードによる個人番号登録については、地方公共団体情 報システム機構から提供される情 | |
| (10)特定されたリ スクを軽減するた | | | 26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.20 | Ⅲ 2. リスク2: | 問題は 認めら れない | 報は、個人番号及び基本情報の みにシステム制御されているため、不必要な情報の入手はできないこと、「個人番号登録届」(仮称) による個人番号登録については、 手続に必要な事項のみを規定し |
| めに講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、 | に講ずべき措 置を具体的に | 27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.20 | 皿 2. リスク3: | 問題は 認めら れない | た様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めていることで、不必要な情報の入手の防止に努めていることで、不必要な情報について具体的に分かりやすく記載している。 「個人番号登録届」(仮称)の記載内容のデータ入力等に係のの記載内容のデータとしている事務を外部を開書といて個人情報といるに対していること、地方公共団体のであるにと、地方公共団体のであるにと、地方公共のは表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表 | |
| 報保護評価の目 | 記載しているか。記載された対策は、特定個人情報の民語では、特に照らしいます。 | 28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | 皿 2. リスク3: | 羽みこ | | |
| 的に照らし、妥当なものか。 | | | 29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | Ⅲ 2. リスク3: | | 情報システム機構からの入手は、 他のシステムからのアクセスが行 えない専用線を用いて行うこと等 について具体的に分かりやすく記 載している。 |
| | | 30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている計置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | Ⅲ 2. リスク4: | 問題は 認めら れない | | |
| | | 31. 特定個人情報の入手において、 その他のリスク及びそれらのリスク への対策についての記載はあるか。 | P.21 | Ⅲ 2. その他の リスク | 該当な し | | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|------|---------------------|-------------------|---|
| | | 32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | | 問題は 認めら れない | |
| | | 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | Ⅲ 3. リスク1: | 問題は 認めら れない | |
| | | 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | Ⅲ 3. リスク2: | 問題は 認めら れない | サウターはおのは思について |
| | いて、特定されたリスクを 軽減するため に講ずべき措 置を具体的に | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.22 | 皿 3. リスク2: | 認めら | 情報へのアクセス記録を検索し、 個人情報保護管理責任者が当該 事務処理が業務目的に沿った処 理であるかどうか調査を行うこと 等について具体的に分かりやすく 記載している。 |
| | 護評価の目的 に照らし妥当 | 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.22 | 皿 3. リスク2: | 問題は 認めら れない | ユーザ、日時、検索、表示又は更 新等の操作内容、及び対象となる 情報を記録し原則永年保管するこ と、使用記録については、管理者 が日次で監査を行うこと等につい て具体的に分かりやすく記載して いる。 |
| | なものか。 | 限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.22 | Ⅲ 3. リスク2: | 問題は 認めら れない | |
| | | 38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.22 | Ⅲ 3. リスク3: | 問題は 認めら れない | |
| | | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.22 | 皿 3. リスク4: | 問題は 認めら れない | |
| | | 40. 特定個人情報の使用において、 その他のリスク及びそれらのリスク への対策についての記載はあるか。 | P.22 | Ⅲ 3. その他の リスク | 該当な し | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|---------------------|---|--|------|---------------------------|-------------------|--|
| | | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託 先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. 情報管理 体制 | 問題は 認めら れない | |
| | | 42. 委託先において特定個人情報 ファイルの閲覧者・更新者を必要最 小限に制限していることを具体的に 記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. 閲覧者の 制限 | 問題は 認めら れない | |
| | | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. 記録 | 問題は認められない | 「個人番号登録届」(仮称)の記載内容のデータ入力等に係る事務を外部委託することとしており、委託先を選定する際は、プライバ |
| | ⑤特では を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. 提供ルー ル | 認めら れない | |
| | 定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | ルールの内容やルール遵守の確認 方法を具体的に記載しているか。ま | P.23 | Ⅲ 4. 消去ルー ル | 認めり | |
| | | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定 | | |
| | | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. 再委託 | 該当なし | |
| | | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。 | P.23 | Ⅲ 4. その他の リスク | 該当な し | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|---------------------|---|--|------|---------------------|----------|----|
| | | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.24 | 皿 5. リスク1: | 該当し | |
| | ⑥特定個人情 報の提供・移 | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.24 | 皿 5. リスク1: | 該当な し | |
| | 歌転特スるべ体で載は情のしてのに定をめ措にるれ特保的当に供いれ解講を載った定護によいた定護に置記かた定護にもで、移、リすず具し記策人価らのにない。 | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.24 | Ⅲ 5. リスク2: | 該当な し | _ |
| | か。 | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.24 | Ⅲ 5. リスク3: | 該当な し | |
| | | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。 | P.24 | Ⅲ 5. その他の リスク | 該当な し | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査 結果 | 所見 |
|---------------------|--|---|------|---------------------|----------|----|
| | 続について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず べき措置を具 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | 皿 6. リスク1: | 該当な し | |
| | | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | III 6. リスク2: | 該当な し | |
| | | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | 皿 6. リスク3: | 該当な し | |
| | | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | Ⅲ 6. リスク4: | 該当な し | |
| | | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | Ⅲ 6. リスク5: | 該当な し | |
| | | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | 皿 6. リスク6: | 該当な し | |
| | | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.25 | 皿 6. リスク7: | 該当な し | |
| | | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。 | P.25 | Ⅲ 6. その他の リスク | 該当な し | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該 | 当箇所 | 審査結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|------|----------------------------------|-------------------|---|
| | | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.26 | リスク1: | 問題は 認められない | |
| | | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.26 | ш 7. 問題は 3 リスク1: 認めら ⑥ れない | | |
| | | 64. 過去3年以内に発生した全ての 重大事故の内容、原因、影響、重大 事故発生時への対応等について具 体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の 目的に照らし、妥当なものか。 | P.26 | | 問題は 認めら れない | 特定の保管・消えて、 で、関くは、 で、関くにで、 をしているすることをできません。 特定では、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 |
| | 8特定では 報の保いたい 大力をめに 大力をが 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を | 65. 重大事故を受けて策定・実施した 再発防止策の内容について具体的 に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当なものか。 | P.26 | | | |
| | ているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.27 | リスク1: | 認めら | |
| | | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.27 | | 問題は 認めら れない | |
| | | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.27 | Ⅲ 7. リスク3: | 問題は 認められない | |
| | | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。 | P.27 | Ⅲ 7. その他の リスク | 該当なし | |

| 審査の観点 (指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該当箇所 | | 審査結果 | 所見 |
|---------------------|--|---|-------------------|-------------------|------|--|
| | | 74. 個人番号を収録するシステムは個人番号管理サブシステムのみであると整理しているが、個人番号と事務に必要のない情報とが紐付けられないようにするためのリスク対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.21 | Ⅲ3. リスク1 | | 個人番号を参照することが可能となるシステムは個人番号管理サブシステムが使用人番号管理サブシステムが使用するデータ領域を管理するデータで、ルのシステムは個人番号管理サブシステムが使用するデータ領域にアクセスできないように制御すること等について具体的に分かりやすく記載している。 |
| | ⑩価特懸特スるべ体で載されてまるであるではできまりできます。で施問対れ軽に置記かたの機関した減講を載された。評にや、リすず具し記策・ | 75. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合のリスク対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.20 ~ P.21 | Ⅲ2. リスク1~ 4 | 問題めい | 地方公共団体情報システム機構 からの入手は、他のシステムから のアクセスが行えない専用線を用 いて行うこと、個人番号管理サブ システムと地方公共団体情報システムと機構との間を接続する年多で イシステム、住基情報交換システム 番号を保持するための機能や データベースは一切持たず、他の システムからのアクセスが行われることはかり なアクセスが行われることはかり なアクセスが行われることはかり など記載している。 |
| 情報保護 の目的に | は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 76.「個人番号登録届」(仮称)の記載内容のデータ入力等に係る事務を委託することとしているが、委託におけるリスク対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.23 | Ⅲ 4. | 認めら | 契約書において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等を定めるとともに、必要な安全管理措置を義務付けること等について具体的に分かりやすく記載している。 |
| | | 77. 個人情報の重大事故の発生について再発防止策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | | Ⅲ7 リスク1: ⑨ | 認めら | 届け書等の誤送付や所在不明 の事故について、再発防止策を策 定し職員に周知徹底していること を具体的に分かりやすく記載して いる。 |

【総評】

- (1) 公的年金業務等に関する事務においては、個人番号管理サブシステムを使用し個人番号管理ファイル【仮称】を取り扱うこととしているところ、一連の事務の内容や流れが具体的に分かりやすく記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる個人番号管理ファイル【仮称】について、特定個人情報ファイルの内容、使用するシステムの機能や接続状況及び特定個人情報の流れが明確に記載されており、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク及びリスク対策が具体的に分かりやすく記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 個人番号と事務に必要のない情報が紐付けられないようにするためのリスク対策、地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合のリスク対策、委託におけるリスク対策、個人情報の重大事故の発生に対する再発防止策等、本評価対象事務において特に懸念されるリスク及びリスク対策についても具体的に分かりやすく記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【特定個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 特定個人情報保護委員会の承認)

- 公的年金業務等に関する事務の内容、個人番号管理ファイル【仮称】の内容及び特定個人情報の流れが明確に記載されているとともに、リスク及びリスク対策が具体的に分かりやすく記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- 委託については、委託を受けた者に対して、必要な安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な 監督を行うこと等について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要 がある。